

一九九二年の第二〇七五号・一九九三年の第二二二五号公式陳謝等請求事件

平成7年2月17日午前4時5分書記官送達
印

原告より第二準備書一面

原告 被告
被 告 国 ほか七六名

右原告ら訴訟代理人弁護士 小野 誠 之

同 堀 和 幸

同 山 本 晴

同 松 本 康 之

同 金 京 寛

同 池 上 哲

同 武 田 信 裕

同 復代理人弁護士 中 田 政 義

一九九五年二月十七日

京都地方裁判所第一民事部 御 中

特別の犠牲による損失補償請求権に関する原告の反論

一 明治憲法下における損失補償責任について

1 被告は一九九三年一月一二日付の第二準備書面二において、原告の主張に対する反論として、明治憲法下における損失補償は法律の明文規定があつて初めて認められる制度であつたと主張し、その根拠として明治憲法下においては「法律に定めのあるものを除き裁判上の請求手続がそもそも存在しなかつた」からであるという。

2 しかし、実体法上の権利の有無と、それを実現すべき立法あるいは訴訟制度の有無とは別であつて、明治憲法下において具体的立法及び訴訟法が整備されていなかったからと言つて損失補償請求権自体が存在しないことにはならず、被告の主張には理由がない。

3 また、被告は、田中二郎博士の見解は、補償をするか否かという補償の原因との関係では、極めて控えめに、かつ限定的に条理上補償の与えられ

る場合が存する可能性を示唆しているにすぎないという。

仮に被告が言うように補償が認められる場合が極めて限定的であるとしても、本件は原告らを初めとする朝鮮人を強制的に連行し労働力として酷使した上、敗戦に至つてや無理に送還を急いだ結果浮島丸が沈没し、多数の死傷者が出たという事件であり、さらに、敗戦後五〇年目の今でもなお原告らに対する謝罪と補償をなそうとしない被告の対応の不当性にも鑑みれば、本件こそはまさに条理上損失補償が認められるべきであり、右にいう極めて限定的な場合にまさに該当するという外ない。

二 憲法に基づく直接請求の可否について

1 被告は、補償立法が存在しない場合には、損失補償請求権自体が発生せずかつ明治憲法二七条に基づく直接請求も認められないという。

損失補償請求権自体が発生しないとの被告の主張が相当でないことは既に述べたとおりであるが、さらに、明治憲法下においても補償を具体的に

規定した立法が存在しない場合であっても、明治憲法二七条に基づく直接請求が認めれていたというべきである。

2 すなわち、当該問題は結局において明治憲法二七条の解釈の問題に帰着すると解されるところ、訴状において述べたように、歴史的に見ても、また比較法的にも財産権の不可侵と損失補償は不可分一体のものであり損失補償は具体的な財産権の実質的な保障を裏付けるもので、正当な補償なくして財産権の収用をなすことは明治憲法もまた、現行日本国憲法もいずれも許容しないものであるというべきであり、両者は共通の思想に立つものである。

3 したがって、明治憲法二七条の解釈にあたっては現行日本国憲法二九条の規定がその解釈の基準となると解される。

そして、現行日本国憲法二九条三項の解釈においては、法令上補償規定がない場合であっても、直接同条項に基づき具体的な損失補償を請求しうると解されており、確定した裁判例でもある。

最高裁判所も、最高裁判昭和四三年十一月二七日大法廷判決において、「しかし、同令（河川付近地制限令）四條二項による制限について同条に損失補償に関する規定がないからといって、同条があらゆる場合について一切の損失補償を全く否定する趣旨とまでは解されず、本件被告人も、その損失を具体的に主張立証して、別途直接憲法二九条三項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではないから」と判示しており、法令上補償規定がない場合であっても、直接憲法二九条三項に基づき具体的な損失補償を請求しうる場合が存在することを明確に宣言しているところである。

4 とすれば、右憲法二九条三項に関する解釈は、そのまま明治憲法二七条に対してもあてはまり、具体的な補償を定めた法令の規定がない場合であっても、憲法が補償を要するものとしている以上、憲法の規定に基づき直

接補償を請求できると解されるのである。

三 生命・身体に対する損害についての損失補償条項の適用の可否

- 1 被告は、生命・身体等への侵害に対する損害についての補償は、もともと損失補償の全く予定していないところであるという。
- 2 前項でも述べたように、明治憲法下の損失補償条項の解釈の際には、現行憲法二九条三項の解釈がその指針とされるといふべきであるところ、この点に関しては、次に述べるように生命・身体等に対して特別の犠牲が課せられた場合においても、右憲法二九条三項が類推適用されるというのが学説上の通説および多数の裁判例の認めるところでもある。
- 3 すなわち、右見解は、現行憲法一三条後段、二五条一項の規定の趣旨に照らせば、財産上特別の犠牲が課せられた場合と生命・身体に対し特別の犠牲が課せられた場合とで、後者の方を不利に扱うことが許されるとする合理的理由は全くないのであって、生命・身体等に対して特別の犠牲が課

せられた場合においても、右憲法二九条三項を類推適用することは可能というものであり、裁判例においても、東京地裁昭和五九年五月一八日判決（判時一一一八号二八頁）、大阪地裁昭和六二年九月三〇日判決（判時一二五五号四五頁）等同旨の判断が多数存在するのである。

- 4 右の述べたところから、明治憲法下においても生命・身体に対する特別の犠牲に対し、財産権に関する損失の補償を定めた二七条の規定を類推して補償をなすことは十分に可能であって、被告の主張は理由がない。

四 戦争犠牲ないしは戦争損害は損失補償の「特別の犠牲」に該当するか。

- 1 なお、被告は、一九九四（平成六）年二月三日付第四準備書面四の2において第五（九頁表参照）として、現行憲法二九条三項は戦争損害には適用されないと主張するので、この点に關し以下論ずる。

被告は、最高裁判所昭和四三年一月二七日判決を援用して本件被害はいわゆる戦争犠牲ないし戦争損害であるから特別の犠牲に該当しないと

う。

2 まず、そもそも右に言うところのいわゆる戦争犠牲ないし戦争損害の議論は、その場合に何故憲法二九条三項が適用しえないのかと言う点については、只「憲法の子想しないところ」というのみで具体的な論証を欠いており（おそらく右議論は国際法における国家間の問題と国内法における国家と個人との問題とを混同したものと思われる）、かかる立論自体の相当性に疑問なしとしない。

その上、このような抽象的概念を一般化してあらゆる戦争損害を一刀両断的にすべて処理しようとするこの不当性は国際法においても、また国内法上も明らかであって、抽象的概念により個人の重大な人権が広汎に侵害される結果となることに注意すべきである。

3 また、右判決がいうように「戦争中から戦後占領下にかけての非常事態下における国民の多くの犠牲は、戦争犠牲ないし戦争損害として国民のひ

としく受忍しなければならなかったもので」あるならば、およそ戦争犠牲ないし戦争損害であれば国民全員が等しく受忍すべきまことなることとなるし、そうならなければ不合理である。

ところが、実際には、日本国籍を有する者に対しては恩給法に基づく恩給や、遺族援護法に基づく愛護の措置が取られ、兵役、徴用及びそれらに基づく生命・身体の損害については同法等により損失の補償がなされているにもかかわらず、同じく戦時中は日本国民として一方的に戦争に協力させられた原告らに対しては損失の補償の措置は何らとられていないのである。

かかる不平等で、かつ信義にもとる取扱をこそ原告らは問題としているのである。

4 以上述べたように、前記最高裁判決の不当性は明らかであるが、仮に百歩譲って、右判決が何らかの妥当性を有するとしても、右判決の事案は、

平和条約の発効により一般市民の在外財産の請求権が放棄されたという事案であって、戦闘員の損害ではなく一般市民の損害について「『国民』のひとしく受忍しなければならなかったもの」という表現が取られたことに留意すべきである。

本件の浮島丸事件の原告らのように、旧日本軍により軍属として雇用された者が帰還途中に被った損害については、右判決の射程外にあることは明らかであり、被告の主張は理由がない。

5 なお、付言すれば、右議論は「戦争」損害というが、およそ「戦争」と名の付くものに関する損害が全て一律に取り扱われることを意味するものではない。

特に、原告らの損害がいわゆる戦争損害に当るとしても、原告らは旧日本国による侵略を受け自らの意に反して強制的に戦争に参加させられた立場にある者であり、その意味で原告らにとって今回の「戦争」の意味は日

本国民とは別個の意味を有するのであり、このような原告らに対し戦争損害だから受忍せよなどと被告が主張すること自体許されるものではない。

すなわち、原告らは、侵略され植民地支配された国・民族として、強制的に「戦争」に参加させられた者であり、本件は、被告に対して、その後責任・補償等の公正な処理を求める裁判である。

この点についてはさらに主張予定である。